

報告第12号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自転車転倒事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月9日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第2号

自転車転倒事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自転車転倒事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和元年7月1日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 432,913円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所 兵庫県神戸市西区

(2) 氏名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金432,913円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

平成31年4月12日午後2時ころ、相手方が自転車で市道草香高山線を走行中、同市道に設置しているグレーチングの隙間にタイヤが挟まったため、転倒し、相手方の右膝、右肘及び右臀部を負傷させるとともに、同車及びその附属品に損傷を与えた。

報告第13号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月9日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第3号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和元年7月31日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 164,052円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住 所 兵庫県淡路市

(2) 氏 名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金164,052円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和元年7月7日午前7時ころ、淡路全島一斉清掃の日淡路市実行委員会等が実施する全島一斉清掃に参加した市民が淡路市岩屋の市道仮田線において、除草作業を行っていたところ、使用していた草刈機で石を跳ね上げ、付近に駐車していた相手方の自動車前部ガラスを破損させた。